

奥州市内に山林を所有している方へ

森林整備を支援いたします

奥州市では、森林経営計画の策定が困難な小規模の森林（私有林のうち私有林人工林に限る。）について、森林経営管理の促進や森林の有する公益的機能の増進を図るため、その整備に要する経費に対し、「森林環境譲与税」を活用して補助金を交付します。

奥州市森林整備事業メニュー

人工造林	下刈り	枝打ち
人工林の造成を目的として行う ^{じごしらえ} 地拵え、植栽に要する経費	5年生以下の森林で行う雑草木の除去に要する経費（カラマツは3年生以下）	16年生以下の森林で行う林木の枝葉の除去に要する経費
除伐	保育間伐	間伐（切捨て・搬出）
15年生以下の森林で行う不用木の除去及び不良木の ^{とうた} 淘汰に要する経費	35年生以下の森林で行う不用木の除去及び不良木の ^{とうた} 淘汰に要する経費（※1）	60年生以下又は市森林整備計画に定められた標準伐期齢の2倍の林齢以下の森林において行う不用木の除去、不良木の ^{とうた} 淘汰及び搬出集積に要する経費（※1）
面積要件	0.1ヘクタール以上 5ヘクタール未満	
補助率	奥州市の森林整備事業標準単価表の8/10以内 （※岩手県の森林整備事業標準単価表を参照）	

（※1）保育間伐及び間伐は、国、県等が実施する他の制度により森林整備に係る補助等の採択を受けている森林、または補助等を受けてから8年を経過していない森林は、補助事業の対象から除きます。

作業道開設

作業道開設に要する経費（※ただし、上記間伐事業のためのものに限る。）

補助率	間伐の事業規模において、1ヘクタール当たり100メートル以内で、1メートル当たり2,000円を乗じて得た額以内
------------	--

補助限度額 200万円（※補助対象者1人につき、年度ごと1回限り）

人工造林



下刈り



間伐



対象森林や補助の要件には条件があります。

詳しくは下記、農林部農地林務課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目1番地

電話：0197-34-1763 FAX：0197-24-1992

メール：nouchirinmu@city.oshu.iwate.jp